

向日市職員給与のあらまし



向日市職員の給与については、
 広報向日市昭和57年1月1日号に
 内容を公表しましたが、より広く
 市民のみなさんに知っていただく
 ために、今回も給与のあらましを
 公表します。

地方公務員の給与は、
 地方公務員法により、定
 められた次の3つの原則
 (給与決定の三原則)か
 ら定められています。

- 職務給の原則
- 均衡の原則
- 条例主義の原則

職員の給与は、その「職務と責任」に応じて定められています。
 職員の給与は、「生計費」や「国・他の地方公共団体の職員の給与」
 「民間企業従業員の給与」などを考慮して定めることになっています。
 職員の給与は、民間企業のように労働協約ではなく、住民の代表であ
 る議会の議決を経て「条例」で定められています。

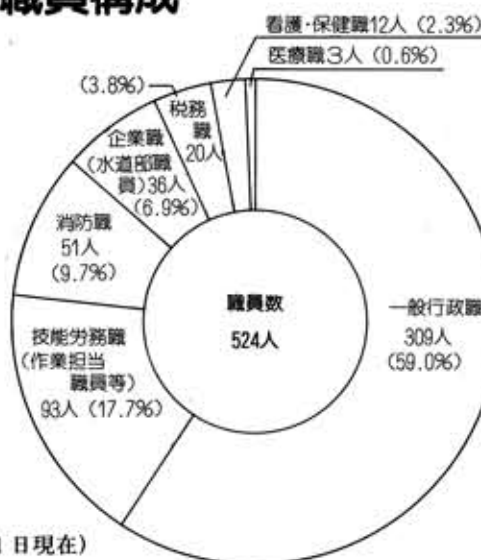
1 決算額に占める人件費の割合



(昭和57年度一般会計決算)

※人件費には、職員給与のほか、特別職(市長、議員など)及び非常勤職員に支給される給料、報酬等が含まれています。

3 職種別職員構成



(昭和58年4月1日現在)

2 職員給与費の内訳



(昭和58年度一般会計 当初予算)

職員1人当年間平均給与費 396万3千円

※給与費は、一般職(特別職を除く)の職員にかかる金額。

4 平均給料月額および平均年齢の状況

(昭和58年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
本市	199,700円	34.0歳
国	208,297円	40.1歳

5 初任給の状況

(昭和58年4月1日現在)

区分	本市		国	
	採用時	2年経過後	採用時	2年経過後
一般大学卒	105,400円	118,800円	106,900円	131,100円
行政職高校卒	88,700円	98,200円	85,900円	91,500円



家庭不用品
 ゆずり合い
 取り次ぎコーナー

<ゆずりまず>

- 学習机……………1件 炊飯器(プロパンガス用)1件
- ダイニングテーブル (イスつき)……1件

<ゆずってください>

ポータブルミシン

ご利用上の注意点

- ▷ 斡旋方法 提供と希望が一致したものについて、登録順(先着順)に紹介(斡旋)します。
- ▷ 登録方法 提供者、希望者とも電話で受け付けます。
- ▷ 対象品目 再利用の価値のあるもの。ただし、修理を必要としたり、故障したもの、衣料品、食料品、くつなどは除きます。
- ▷ 登録期間 登録した日から3か月
- ▷ 報告 登録が不要になったとき、交渉結果がわかりしだい、経済課までご連絡ください。
- ▷ お問い合わせ 経済課 内線335

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょうか。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず経済課までご連絡ください。